

非正規雇用労働者のキャリアアップを支援します！

キャリアアップ助成金のご案内

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者など、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、**正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

助 成 内 容		助 成 額	※＜＞は生産性の向上が認められる場合の額	
			中小企業の場合	大企業の場合
正社員化 コース	有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換又は直接雇用した場合 (1人当たり)	① 有期 → 正規	57万円<72万円>	42万7,500円<54万円>
		② 有期 → 無期	28万5,000円<36万円>	21万3,750円<27万円>
		③ 無期 → 正規	28万5,000円<36万円>	21万3,750円<27万円>
		※ 正規には「多様な正社員（勤務地・職務限定正社員、短時間正社員）」を含みます。 ※ 派遣労働者を派遣先で正規雇用で直接雇用する場合、 ①③：1人当たり28万5,000円<36万円>（大企業も同額）加算 ※ 母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、若者認定事業所で35歳未満の対象労働者を転換等した場合、 ①：1人当たり95,000円<12万円>（大企業も同額）加算、 ②③：47,500円<60,000円>（大企業も同額）加算 ※ 勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合、 ①③：1事業所当たり95,000円<12万円>（大企業の場合、71,250円<90,000円>）加算		
賃金規定等 改定コース	全て又は一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を、増額改定した場合 (対象労働者数に応じて、1事業所当たり)	① 全ての賃金規定等を2%以上増額改定		
		対象労働者数 1～3人	95,000円<12万円>	71,250円<90,000円>
		4～6人	19万円<24万円>	14万2,500円<18万円>
		7～10人	28万5,000円<36万円>	19万円<24万円>
		11～100人 * 1人当たり	28,500円<36,000円>	19,000円<24,000円>
		② 雇用形態別、職種別等の賃金規定等を2%以上増額改定		
		対象労働者数 1～3人	47,500円<60,000円>	33,250円<42,000円>
		4～6人	95,000円<12万円>	71,250円<90,000円>
		7～10人	14万2,500円<18万円>	95,000円<12万円>
		11～100人 * 1人当たり	14,250円<18,000円>	9,500円<12,000円>
健康診断 制度コース	有期契約労働者等を対象に「法定外健康診断制度」を新たに規定し、4人以上に実施した場合 (1事業所当たり)	※ 中小企業において3%以上増額した場合、 ①：1人当たり14,250円<18,000円>加算、②：1人当たり7,600円<9,600円>加算 ※ 「職務評価」の手法の活用により実施した場合、 1事業所当たり19万円<24万円>（大企業の場合、14万2,500円<18万円>）加算		
賃金規定等 共通化 コース	有期契約労働者等と正社員との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合 (1事業所当たり)	※ 対象となる有期契約労働者等1人当たり 2万円<2.4万円>（大企業の場合、1.5万円<1.8万円>）加算		
諸手当制度 共通化 コース	有期契約労働者等と正社員との共通の諸手当制度を新たに規定・適用した場合 (1事業所当たり)	※ 対象となる有期契約労働者等1人当たり 1.5万円<1.8万円>（大企業の場合、1.2万円<1.4万円>）加算 ※ 共通化した諸手当2つ目以降につき、1手当当たり 16万円<19.2万円>（大企業の場合、12万円<14.4万円>）加算		
選択的適用 拡大導入時 処遇改善 コース	選択的適用拡大の導入に伴い、社会保険適用となる有期契約労働者等の賃金引上げを実施した場合 (基本給の増額割合に応じて、1人当たり)	増額割合 3%以上5%未満	19,000円<24,000円>	14,250円<18,000円>
		5%以上7%未満	38,000円<48,000円>	28,500円<36,000円>
		7%以上10%未満	47,500円<60,000円>	33,250円<42,000円>
		10%以上14%未満	76,000円<96,000円>	57,000円<72,000円>
		14%以上	95,000円<12万円>	71,250円<90,000円>
短時間 労働者 労働時間 延長コース	有期契約労働者等の週所定労働時間を5時間以上延長し、社会保険を適用した場合 (1人当たり)	5時間以上延長	19万円<24万円>	14万2,500円<18万円>
		※ ただし、上記「賃金規定等改定コース」又は「選択的適用拡大導入時処遇改善コース」と併せて実施し、労働者の手取り賃金が減少しない取組をした場合は、以下の通り1時間以上5時間未満の延長でも助成		
		1時間以上2時間未満	38,000円<48,000円>	28,500円<36,000円>
		2時間以上3時間未満	76,000円<96,000円>	57,000円<72,000円>
		3時間以上4時間未満	11万4,000円<14万4,000円>	85,500円<10万8,000円>
		4時間以上5時間未満	15万2,000円<19万2,000円>	11万4,000円<14万4,000円>

※ 人材育成コースについては、平成30年度から「人材開発支援助成金」に統合されました。

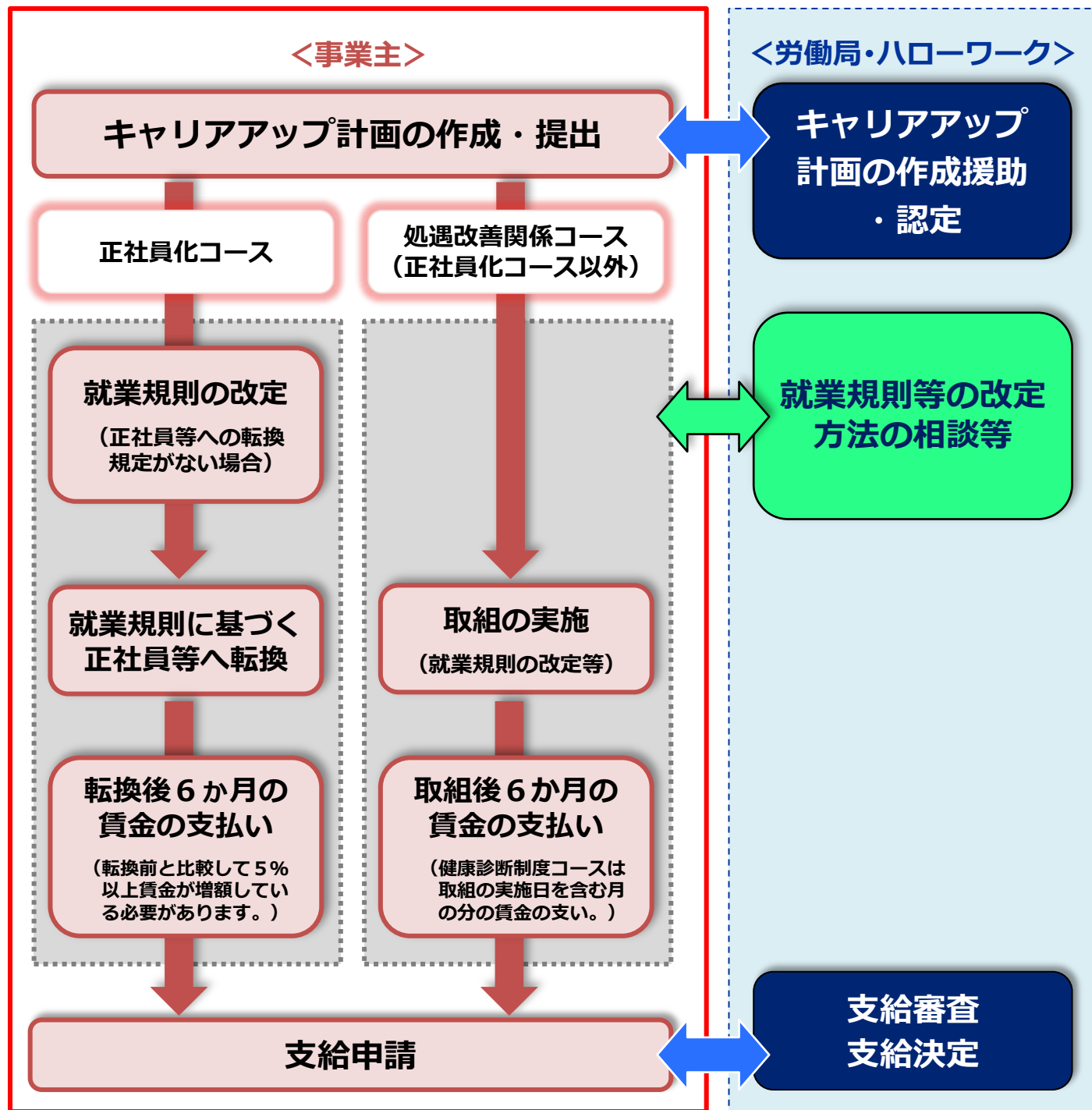
◆ 生産性の向上が認められる要件は、厚生労働省HP「生産性を向上させた企業は労働関係助成金が割増されます」をご確認ください。

◆ すべてのコースにおいて、助成人数や助成額に上限があります。



受給までの流れ

「キャリアアップ助成金」の活用にあたっては、事前に「**キャリアアップ計画**」(労働組合等の意見を聴いて作成)等を作成し、提出することが必要です。



◆ 詳細なパンフレットは、厚生労働省ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

キャリアアップ助成金

検索



◆ **その他の支給要件等もありますので、まずは最寄りの都道府県労働局、ハローワークにお問い合わせください** (支給要件を満たさない場合は助成金を受給することができません)。